

工事検査ワンポイントアドバイス
「受検上注意すべき点（R3年度の工事検査事例から）」

工事検査通信 No.74

発行： R4年6月 20日

出納局 工事検査課



今回は、前回に引き続き昨年度の検査を踏まえて注意したい点についてです。建築工事の内容となりますので、梁本検査員にお願いします。

はい。建築物等の基礎における地盤改良工事について話をしたいと思います。地盤改良工については、様々な工法がありますが、今回は、建築物の本設基礎地盤の構築に用いるセメント系固化材を用いた深層混合処理工法についてです。（参照：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針令和元年度（上巻）4章地業工事7節「標仕」以外の工法 4.7.3地盤改良 P280～281）



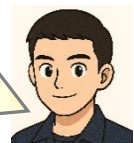
セメント系固化材を用いた深層混合処理工法については、建築関係共通仕様書に明記されていませんよね。

そうなんです。地盤改良工事の施工については、通常、対象となる工事毎の特記仕様書を含む設計図書によります。その中で、特に注意して欲しい品質管理についてお話しします。



なるほど、どのような点を注意すればよろしいでしょうか？

はい。品質管理では、設計において改良地盤に要求される性能を確保するため①配合管理と②施工管理、そして③品質検査の3点です。（参照：2018年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針 P279、以下「指針」という。）



それでは、①配合管理では、どのようなことに注意が必要でしょうか？

はい。①配合管理では、固化材の種類、配合量、水/固化材比等を設定する際に、地盤改良体の品質を確保するため、地盤改良体に求められる性能や事前調査により把握した地盤条件、品質検査の判定条件等を考慮することが必要です。

また、地盤改良体の固化材の配合量は、施工箇所の地下水位や土質の違い、深度方向に対して注意が必要です。

（参照：指針 P279～287、P310～323）





分かりました。次に、②施工管理の注意点はどのようなことでしょうか？

はい。②施工管理では、地盤改良体強度のばらつきが生じないように、改良範囲、固化材の配合量、固化材の攪拌精度及び着底層（支持層）への定着等について施工管理データに基づき管理する必要があります。

また、建築工事では、土工事・地業工事の施工監理の際に、監督員が床付面及び試験掘や支持層を確認する必要があるので注意してください。（参照：指針 P288～289、P324～337）

（参照：建築・設備工事共通仕様書 協議・承諾事項一覧表「土工事・地業工事」）

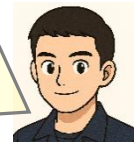


分かりました。最後に③品質検査の注意点はいかがでしょうか？

はい。③品質検査については、施工完了後、対象となる地盤改良体に求められる強度とその連続性が重要です。一般的な検査方法としては、コア供試体の一軸圧縮試験や載荷試験等を用いて適正な施工が行われたことを確認します。

その際、試験結果の信頼性を担保するために、品質検査試験は、第三者試験機関によることを原則としています。

（参照：指針 P290～293、P338～339）



分かりました。ありがとうございました。今後は、以上の点に留意して適切な施工・管理を実施していただきたいですね。

【関係資料】

「建築工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和元年度（上巻））

「2018年度版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針-セメント系固化材を用いた深層・浅層混合処理法-」（監修 国土交通省 国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人 建築研究所）

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：梁本(ハルヒ)検査員



：渋井(シブイ)検査員